

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	法令の番号	昭和39年7月2日法律第134号		
不利益処分の種類	障害児福祉手当の不支給	根拠条項	第26条		
処分基準	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号） 第11条第1号～第2号、第26条、第36条第1項～第2項				
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 総合福祉センター	交付機関 総合福祉センター	目次NO	15